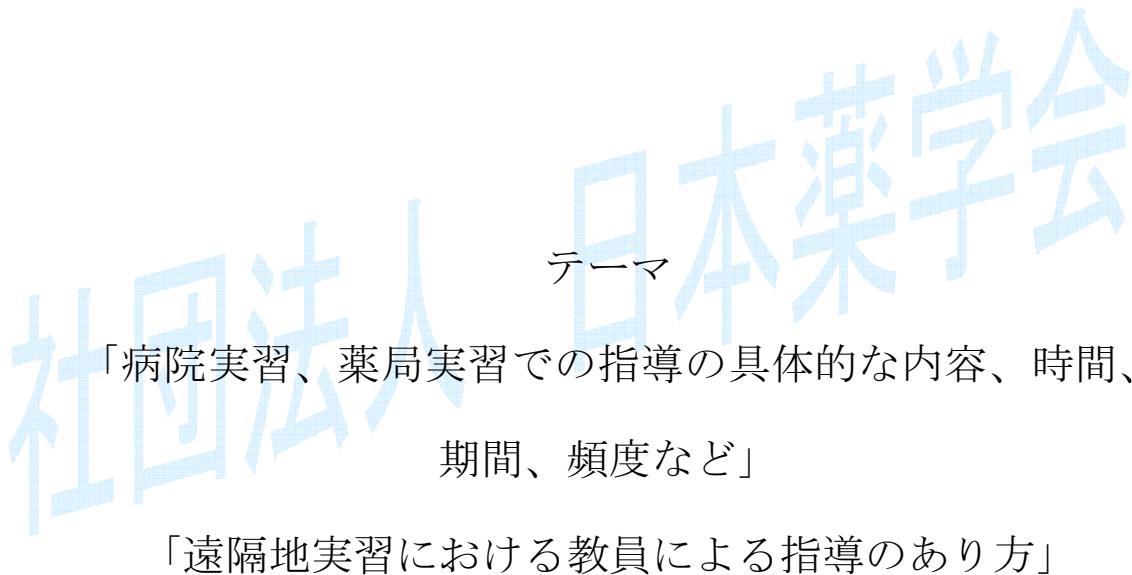


第六回薬学教育改革大学人会議アドバンストワークショップ

「病院実習、薬局実習での大学教員による学生指導の  
あり方に関するワークショップ」

報告書



平成18年3月

昨年5月、日本薬学会薬学教育改革大学人会議実習指導システム作り委員会は、「実務実習の実現に向けての評価方法作成に関するワークショップ」(第五回アドバンストワークショップ)を開催し、「実務実習の評価方法の作成」と「服薬指導実習のスケジュールアップ」を議論し報告した。そこでは、実務実習における大学教員の関与について継続的な討議の必要性なども指摘された。

一方実務実習環境整備委員会は昨年7月、実務実習施設における大学教員の実習指導体制の計画について、国公立17大学、私立16大学に対し、アンケート調査を行った。6年制学科の学生数、附属病院の有無等で指導体制のあり方に違いが見られたが、特に実務実習施設での指導体制は、ほぼすべての大学で巡回指導することを計画している(日本薬学会、薬学教育フォーラム2005にて報告)。しかし具体的な実務実習の指導内容、指導方法等については、まだ不透明なまま残されていると考えられる。

こうした議論を受けて、指導システム作り委員会と環境整備委員会は、大学教員、実習施設の指導者が一堂に会して、実務実習の指導体制についてのコンセンサスつくりが必要であると考えるにいたった。

そこで日本薬学会薬学教育改革大学人会議、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、日本医療薬学会医療薬学教育委員会、薬学教育協議会は共同で、「病院実習、薬局実習での大学教員による学生指導のあり方に関するワークショップ」を1月29日(日)に、共立薬科大学において開催した。参加者は、全国59大学(60校)(各大学から1名)、日本薬剤師会(代表9名)、日本病院薬剤師会(代表9名)のほかに、実行委員、タスクフォースなどを合わせて総数93名が集い、9グループに分かれて活発に議論した。

別紙プログラムに示すが、本アドバンストワークショップでは、第一部では「教員が指導に関わる具体的な内容、時間、期間、頻度など」について、特に「当該大学から妥当な時間および経費で実習施設を訪問できる場合」、を前提に議論した。また第二部では同じ内容について、「当該大学から妥当な時間および経費で実習施設を訪問できない場合」を前提に議論した。討議結果をまとめることができたので、ここに報告する。

平成18年3月

|      |   |
|------|---|
| 井上圭三 | 日本薬学会薬学教育改革大学人会議座長                                      |
| 山元 弘 | 日本薬学会薬学教育改革大学人会議実習環境整備委員会委員長<br>(第六回アドバンストワークショップ実行委員長) |
| 中村明弘 | 日本薬学会薬学教育改革大学人会議実習指導システム作り委員会委員長                        |
| 中西敏夫 | 日本薬剤師会会长  |
| 全田 浩 | 日本病院薬剤師会会长  |
| 緒方宏泰 | 日本医療薬学会医療薬学教育委員会委員長                                     |
| 望月正隆 | 薬学教育協議会理事長  |

## 目 次

|                            | ページ |
|----------------------------|-----|
| 全体のまとめ                     | 1   |
| 参考資料 1 : ワークショップのタイムスケジュール | 4   |
| 参考資料 2 : ワークショップの参加者および班分け | 5   |
| 参考資料 3 : 報告書作成担当者          | 6   |
| 参考資料 4 : チームごとのまとめ         | 7   |
| 参考資料 5 : グループごとの報告         | 14  |

社団法人 日本薬学会

## 全体のまとめ

本アドバンストワークショップの準備を担当した実行委員会では、実務実習中の学生を大学教員が指導するにあたって、薬局実習における教員巡回、薬局実習における教員派遣、病院実習における教員巡回、病院実習における教員派遣、の4通りのケースを想定して、参加者に議論するよう依頼した。しかしながらワークショップ中にも参加者からこの分類が必ずしも妥当でないとの指摘があった。本アドバンストワークショップ実行委員会は各チーム（1～3）、グループ（A～C）からの報告をもとに検討した結果、本ワークショップの成果を「病院実習、薬局実習での大学教員による学生指導のあり方」としてまとめることとした。

なお各チームやグループの報告には、元の「派遣」や「巡回」という言葉が使われているが、「派遣」とは、教員が実習施設に常駐するケースを前提とし、また「巡回」とは、教員が定期的に実習施設に赴いて指導にあたることを前提として議論したものであることに留意願いたい。

### 病院・薬局実習での教員による学生指導のあり方について

実習中を通して（準備期間を含む）、全学生の実習の進行度合いを教員が把握していくことが必要であると指摘された。

1. 教員の実習施設における指導にかかる内容は、実務実習モデル・コアカリキュラムの方略のうち「教員の参加が望ましい」項目が中心となる。具体的には、指導薬剤師、学生、教員の三者が一堂に会し、指導薬剤師から学生の実習状況（特に態度）に関すること、学生からは実習の進捗状況に関するなどを確認しつつ、実習全体に形成的評価を加える必要性が指摘された。
2. そのために、実習施設には学生の実習期間中に少なくとも、実習の初期（1～2週目）、実習の中期（5～6週目）、実習の終期（8～9週目）の3回は訪問し、薬剤師と協力して実習を指導するべきであると提案された。
3. 訪問する教員は、薬学部所属の全教員であることが3つのチームから提案された。加えて、第1、2チームからは、「同じ教員」が「同じ学生、施設」を担当するのが望ましいこと、また第3チームからは、中期の訪問は実務家教員が望ましいと提案された。
4. 教員が大学においても指導する必要も指摘された。たとえばメール、日誌やレポートの提出、週末のスクーリングなどである。
5. 実習開始前には、担当教員が当該実習施設における実習計画について、指導薬剤師、学生と共に協議する場をもつことが望ましいとの指摘があった。

以上1～5項は、「当該大学から妥当な時間および経費で実習施設を訪問できる場

合」を想定した学生指導のあり方であるが、一方「当該大学から妥当な時間および経費で実習施設を訪問できない場合」も、原則として同等の学生指導を行うべきであるとの強い指摘があった。ただし2項および3項の訪問教員を当該大学が担当すべきか、あるいは実習施設近隣の大学に指導を依頼するか等、種々の問題を継続して今後検討すべきであるとの結論に至った。特に遠隔地での実習を円滑に進めるには、効果的な実習のマッチングや大学間での実習指導の互換システムの構築が望まれた。

## 今後の課題

さらにこれまでの議論を通して、今後の課題として以下の2点が指摘された。

1. **実務実習学生指導マニュアル作り**：実務実習の指導には、医療系教員以外の全教員も関与することとなる。したがって学生の具体的な指導方法、指導内容に関する判りやすいマニュアルが必要であり、指導薬剤師と協力して具体化を試みる。
2. **実務実習調整機構への支援と強化**：各地区での円滑な実務実習の調整に加え、遠隔地実習における調整機構による全国規模での効果的な調整がきわめて重要である。

## 興味ある指摘

また各チームからの報告では、以下のような興味ある指摘があった。貴重な意見であり、今後の活動の参考にしたい。

### ・連携体制のための制度つくり

1. 平成21年度末までに大学、病院、薬局の三者で実務実習指導に関する具体案（連携強化策、スケジュールアップなど）を作成し、周知する必要がある。（1チーム）
2. 遠隔地実習が行われる場合は、大学間の単位互換制度を利用できるが、特定の大学間で独占的に行われないように地区調整機構が介在する必要がある。（1チーム）
3. 大学教員が実務について理解を深めるために、教員の薬剤師業務インターンシップ制度を設けてはどうかという提案があった。（1チーム）
4. 学生の希望に基づいた実習が実施できない地域をできるだけ作らないよう対策を講じる必要がある。認定実務実習指導薬剤師が養成され、受け入れ準備が整っている地区であれば、近隣に大学がなくとも、積極的に実習を行うべきである。（1チーム）

### ・共同指導体制について

1. 遠隔地実習で地元に薬系大学がない場合には、最低限1回は大学教員が訪問すべきである。担当大学は、実習学生数に応じて、調整機構の地区ごとに近隣県の大

学より担当大学を決定する。例えば、高知県で実習をする場合、四国4大学の中で担当大学を1校決定し、沖縄県で実習には、全国から担当大学を1校決定するなど。(3 A グループ)

2. 複数大学の学生が同一施設で実習している場合にはある大学の教員が代表して全学生を指導するのが妥当であろう。特に実務家教員が、常時あるいは一定期間直接学生の指導に当たる場合は、同時期に実習中の当該大学に所属しない学生に対しても同等の実習指導を行うのが望ましいとの指摘があった。(3 チーム)

#### ・教員参加のあり方について

1. 1大学から1期当たり10名以上の学生が実習する施設においては、教員参加が望ましいとされている方略において、大学教員が施設に常駐し実習指導に加わる必要があるのではないか。(1 チーム)

#### ・実務実習指導の内容について

1. 薬局実習において、大学教員は薬局外の実習である「地域で活躍する薬剤師」などで、学生とともに在宅・地域医療などに参加するなど、少なくとも1回は実習の指導・参加を行なうことが望ましい。(2 B グループ)
2. 日誌やメールなどにより大学教員へ実習内容を報告する際には、守秘義務の遵守並びに患者の個人情報流出の防止に十分に配慮する必要がある。学生も含めた実習担当者への周知に加え、インフラ整備(メール送信時の暗号化など)も必要である。(1 チーム)
3. 薬剤師免許を使用した医療行為に関する実習指導と患者が関与しない実務について明確に区別して指導を行うべきであり、実務実習が、学生が薬剤師業務に「参加・体験」することを目指すため、多くの部分は指導薬剤師が指導することになる。制度上、大学教員が実習先を巡回して患者に関わる医療行為の部分に関わることは出来ない。すなわち、
  - (1) 患者に関する実務実習内容の指導は指導薬剤師が指導。薬剤師免許を使用した医療行為に関する実習指導を大学教員が行う場合は実習施設に常駐している教員が担当。
  - (2) 患者が直接関与しない実務実習内容の指導は、指導薬剤師と教員が協力して指導する。例として劇薬の保管方法の見学と意義の説明など。(3 C グループ)

## 参考資料1：ワークショップのタイムスケジュール

### 第六回アドバンストワークショップ 「病院実習、薬局実習での大学教員による学生指導のあり方 に関するワークショップ」

共同主催：日本薬学会、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会  
日本医療薬学会薬学教育委員会、薬学教育協議会  
日 時：平成18年1月29日（日）9:30～17:15  
場 所：共立薬科大学  
参加者：各大学より実務実習担当教員1名  
日本薬剤師会代表9名、日本病院薬剤師会代表9名

#### ～プログラム～

P：全体会議、S：グループディスカッション

9:30 3P 開会のあいさつ 5分

#### 第1部 「病院実習、薬局実習での指導の具体的な内容、時間、期間、頻度など」

(当該大学から妥当な時間および経費で実習施設を訪問できる場合)

|       |    |  |      |
|-------|----|--|------|
| 9:35  | 3P | 作業説明   | 10分  |
| 9:50  | S  | S G D  | 130分 |
| 12:00 | S  | 昼食   | 40分  |
| 12:40 | P  | すりあわせ (P: 1A～C, 2A～C, 3A～C)<br>(*各Sのプロダクト発表から開始) | 60分  |
| 13:40 | 3P | 各Pのプロダクトの発表 (発表各6分、総合討論12分)                      | 30分  |
| 14:10 |    | 休憩   | 10分  |

#### 第2部 「遠隔地実習における教員による指導のあり方」

(当該大学から妥当な時間および経費で実習施設を訪問できない場合)

|       |    |                             |     |
|-------|----|-----------------------------|-----|
| 14:20 | 3P | 作業説明                        | 10分 |
| 14:30 | S  | S G D                       | 60分 |
| 15:30 |    | 休憩                          | 10分 |
| 15:40 | P  | すりあわせ (P: 1A～C, 2A～C, 3A～C) | 60分 |
| 16:40 | 3P | プロダクトの発表 (発表各6分、総合討論12分)    | 30分 |
| 17:10 | 3P | 閉会の挨拶                       |     |

参考資料2：ワークショップの参加者および班分け

|                |       |           |                |             |               |
|----------------|-------|-----------|----------------|-------------|---------------|
| 1A<br>a)<br>b) | 井関 健  | 北海道大学     | 2A<br>a)<br>b) | 三田 智文       | 東京大学          |
|                | 中嶋 幹郎 | 長崎大学      |                | 渡邊 博志       | 熊本大学          |
|                | 恒川 由已 | 愛知学院大学    |                | 樹渕 泰宏       | 千葉科学大学        |
|                | 中村 均  | 日本大学      |                | 靱田 聰        | 崇城大学          |
|                | 亀井 浩行 | 名城大学      |                | 戸田 潤        | 昭和薬科大学        |
|                | 橋詰 勉  | 京都薬科大学    |                | 櫻井正太郎       | 星薬科大学         |
|                | 相本太刀夫 | 摂南大学      |                | 棚橋 孝雄       | 神戸薬科大学        |
|                | 宮崎長一郎 | 宮崎薬局      |                | 大木 一正       | クリーン薬局        |
|                | 藤原 邦彦 | 盛岡赤十字病院   |                | 中村 敏明       | 福井大学附属病院      |
|                | 福永 浩司 | 東北大学      |                | 今村 理佐       | 富山大学          |
| 1B<br>a)<br>b) | 小澤孝一郎 | 広島大学      | 2B<br>a)<br>b) | 土屋 照雄       | 岐阜薬科大学        |
|                | 菅家 甫子 | 共立薬科大学    |                | 鈴木 直人       | 城西国際大学        |
|                | 郡 修徳  | 北海道薬科大学   |                | 日高 慎二       | 徳島文理香川        |
|                | 新檍 幸彦 | 東京薬科大学    |                | 木内 祐二       | 昭和大学          |
|                | 中川 輝昭 | 北陸大学      |                | 岸野 吏志       | 明治薬科大学        |
|                | 北小路 学 | 近畿大学      |                | 森田 桂子       | 第一薬科大学        |
|                | 山田 真幸 | ミナミファーマシー |                | 中森 慶滋       | 中森全快堂新庄薬局     |
|                | 中澤 一純 | 千葉大学附属病院  |                | 前田 徹        | 名古屋市大附属病院     |
|                | 石井伊都子 | 千葉大学      | 2C<br>a)<br>b) | 松下 良        | 金沢大学          |
|                | 樋口 駿  | 九州大学      |                | 山内あい子       | 徳島大学          |
| 1C<br>a)<br>b) | 大山 良治 | 日本薬科大学    |                | 小野 浩重       | 就実大学          |
|                | 本屋 敏郎 | 九州保健福祉大学  |                | 三宅 勝志       | 広島国際大学        |
|                | 黒山 政一 | 北里大学      |                | 徳山 尚吾       | 神戸学院大学        |
|                | 荒川 行生 | 大阪薬科大学    |                | 上野 和行       | 新潟薬科大学        |
|                | 片岡 泰文 | 福岡大学      |                | 渡邊真知子       | 帝京大学          |
|                | 森 昌平  | かみや調剤薬局   |                | 西井 政彦       | かんひちや薬局       |
|                | 林 太祐  | 社保蒲田総合病院  |                | 田崎 嘉一       | 旭川医大附属病院      |
|                | 西川 元也 | 京都大学      | 3C<br>a)<br>b) | 北村 佳久       | 岡山大学          |
|                | 河田登美枝 | 武蔵野大学     |                | 高橋 和彦       | 名古屋市立大学       |
| 3A<br>a)<br>b) | 石田 志朗 | 徳島文理大学    |                | 和田 育男       | 青森大学          |
|                | 山元 俊憲 | 昭和大学      |                | 中尾 誠        | 金城学院大学        |
|                | 竹下 光弘 | 東北薬科大学    |                | 前田 定秋       | 摂南大学          |
|                | 大嶋 繁  | 城西大学      |                | 佐藤 光利       | 東邦大学          |
|                | 崔 吉道  | 共立薬科大学    |                | 内田 享弘       | 武庫川女子大学       |
|                | 竹内 伸仁 | たけうち薬局    |                | 宮内 芳郎       | 健生薬局          |
|                | 千堂 年昭 | 岡山大学附属病院  |                | 廣實 清司       | 山口大学附属病院      |
|                | 松田 敏夫 | 大阪大学      |                | a) 日本薬剤師会推薦 | b) 日本病院薬剤師会推薦 |
|                | 前田 利男 | 静岡県立大学    |                |             |               |
|                | 東海林 徹 | 奥羽大学      |                |             |               |
| 3B<br>a)<br>b) | 芝田 信人 | 同志社女子大学   |                |             |               |
|                | 吉富 博則 | 福山大学      |                |             |               |
|                | 小林 道也 | 北海道医療大学   |                |             |               |
|                | 青山 隆夫 | 東京理科大学    |                |             |               |
|                | 出石 啓治 | いづし薬局     |                |             |               |
|                | 村田実希郎 | 三思会東名厚木病院 |                |             |               |
|                |       |           |                |             |               |
|                |       |           |                |             |               |
|                |       |           |                |             |               |
|                |       |           |                |             |               |

ディレクター : 井上圭三(日本薬学会薬学教育改革大学人会議座長)

オブザーバー : 中島憲一郎(長崎大学), 米谷芳枝(星薬科大学), 望月正隆(共立薬科大学)  
関野秀人(厚生労働省), 高見 功(文部科学省)

タスクフォース : 山元 弘(実行委員長・大阪大学)  
(環境整備委員会) 掛見正郎(大阪薬科大学), 工藤一郎(昭和大学), 幸田幸直(筑波大学),

(指導システム作り委員会) 永田泰造(桜台薬局), 森 昌平(かみや調剤薬局), 矢後和夫(北里大学),  
中村明弘(福山大学), 相本太刀夫(摂南大学), 市川 厚(武庫川女子大学), 入江徹美(熊本大学)

(医療薬学会教育委員会) 上村直樹(ファーミック), 菅家甫子(共立薬科大学), 木内祐二(昭和大学),  
木津純子(共立薬科大学)

参考資料3：報告書作成担当者名簿

|           |                |
|-----------|----------------|
| 1 チームのまとめ | 中村 明弘 (福山大学)   |
| 1 A グループ  | 井関 健 (北海道大学)   |
| 1 B グループ  | 小澤孝一郎 (広島大学)   |
| 1 C グループ  | 樋口 駿 (九州大学)    |
| 2 チームのまとめ | 入江 徹美 (熊本大学)   |
| 2 A グループ  | 戸田 潤 (昭和薬科大学)  |
| 2 B グループ  | 木内 祐二 (昭和大学)   |
| 2 C グループ  | 徳山 尚吾 (神戸学院大学) |
| 3 チームのまとめ | 木津 純子 (共立薬科大学) |
| 3 A グループ  | 山元 俊憲 (昭和大学)   |
| 3 B グループ  | 青山 孝雄 (東京理科大学) |
|           | 吉富 博則 (福山大学)   |
| 3 C グループ  | 前田 定秋 (摂南大学)   |

参考資料4：チームごとのまとめ

**1チームのまとめ**

**1チームー1**

## 第6回アドバンストWS

### 1 チーム 第一部まとめ

「派遣時に教員が指導に関わる具体的な内容、時間、期間、頻度など」

「巡回時に教員が行う学生指導の具体的な方法、内容、時間、期間、頻度など」

(当該大学から妥当な時間及び経費で実習施設を訪問できる場合)

**1チームー2**

### 派遣(病院)

派遣の定義：実習先で薬剤師として日常業務も含めて教育に関わる。

課題：

- ・通年での勤務が必要か、短期(必要なとき)でも可能か？
- ・他大学の学生指導も行う。

派遣施設：受け入れ学生数が一大学から10名以上(1期当たり)の場合

※実際には附属病院のみであり、通常は発生しないと考えられる。

## 巡回(病院, 薬局)

### 1チームー3

- 内容：
  - ・3者で話し合い（時間的に可能であれば）
  - ・学生との話し合い
  - ・指導薬剤師との話し合い

時間：1時間～半日（必要に応じ適宜）

時間帯は病院・薬局側と協議する。

頻度・期間：1クール（2.5ヶ月の実習中）で最低3回（最初、中間、最終）

※事前協議は別途充分に行う。

※施設ごとに担当者を決める。

巡回教員：助手を含め薬学部所属の全教員

備考：

以下の項目の必要性を検討する。

- ・メールでの日報を課す。
- ・週1回は大学に戻り日誌を提出させる。
- ・21年末までに3者間での具体案（連携強化策、スケジュールアップなど）の作成・周知が必要。
- ・事前実習も全教員を行う。
- ・教員の薬剤師業務インターンシップ制度を設ける。
- ・巡回指導マニュアル作りを行う。

学生および指導薬剤師（実習施設）に対するフィードバックを行う。

## 第6回アドバンストWS

### 1チームー4

#### 1 チーム 第二部まとめ

「遠隔地実習（当該大学から妥当な時間および経費で実習施設を訪問できない）における教員派遣・巡回のあり方」

## 1チームー5

### 第1部で話し合われたポイント

- 1 施設数と教員のバランスを考えるとすべての病院・薬局に派遣は難しい  
グループ病院実習の考え方を導入するとしたら、……  
現時点でグループ化にこだわらないで考える。  
(実習内容でできないものは、ある程度大学側でもできることがある)
- 2 50名の教員の中で助手も含めて派遣・巡回は全員で。  
(教員50名は全員薬剤師であるべき)  
派遣はむしろ若手教員で  
教員のインターンシップ制度が必要
- 3 「派遣」とは……  
定義: 実習先で薬剤師として業務も含めて教育に関わる。

## 1チームー6

### 【基本合意事項】

遠隔地であっても実習の質は落とさない。

### 【議事内容】

#### 派遣・常駐

- 基本的に派遣・常駐は不可能

#### 巡回

- 近場同様に3回（最初・中間・終了）が望ましい
- 学生が所属する大学の教員・・最低でも1回は訪問することが望ましい  
(時期については巡回の中身を含めて検討すべき)
- 地元の調整機構との連携を、より円滑にする。
- 巡回指導マニュアルの作成により代替巡回を可能に

## 1チーム-7

### 遠隔地実習への関与の質を担保する方法

- ・メールの活用、電話の利用、ＴＶ電話の活用
- ・単位互換制度の導入（地区調整機構の単位で実施）
- ・患者個人情報の保護を講じた対策  
(費用に関しては大学負担で)
- ・実習先の近隣に薬科大学がある場合とない場合に分けて議論すべき

## 1チーム-8

### ○学生が実習を受ける地域に薬科大学が存在する場合

- ・地元の薬科大学教員に研修指導委託をだして、非常勤講師として任用  
(地元の薬科大学の教員が巡回する際に一緒にやってもらう)
- ・学生・実習施設の指導薬剤師とのメール・インターネット・テレビ電話による情報交換を活用

### ○実習施設の近隣に薬科大学がない場合

- ・学生の実習受け入れをしてくれた施設の薬剤師（基幹病院の指導薬剤師または県薬・県病薬、調整機構等に適任者を委嘱）を「見なし教員・臨床講師・非常勤講師」のような形で大学が教育担当者を確保・・・巡回指導の委託
- ・全国で学生の希望に基づいた実習ができない場所をできる限り作らない対策を講じる（地域格差の是正）

## 2チームのまとめ

### 2チームー1

#### 2チーム【I】まとめ 病院実習への教員巡回に関する提案

##### ○原則として全教員が巡回に参加

実務家教員とそれ以外の教員で巡回内容・頻度などを区別しない

同一学生の指導には同じ教員が巡回することが望ましい

##### ○巡回内容

###### 1) 指導・参加

実務実習モデル・コアカリキュラムの方略で教員参加が示された以下の4項目  
に関して、少なくとも各1回（全4回）、病院内見学やSGDに指導・参加する

《病院調剤業務の全体の流れ》（説明・見学）

《服薬指導》 （演習・実習・SGD）

《処方支援への関与》 （見学・SGD）

《医療人としての薬剤師》 （SGD）

###### 2) 評価

上記の項目等に関し、態度（可能ならば技能も）を中心に形成的評価を4回行う  
評価結果を学生、指導薬剤師と討議、フィードバックし、到達度の向上を図る

##### ○時期・頻度・時間

上記の指導・参加と評価を同日に実施し、4回/10週の巡回を行う

初回は出来るだけ実習開始早期が望ましい

1施設1回当り、半日の巡回を行なう

### 2チームー2

#### 2チーム【II】まとめ 薬局実習への教員巡回に関する提案

##### ○原則として全教員が巡回に参加

実務家教員とそれ以外の教員で巡回内容・頻度などを区別しない

同一学生の指導には同じ教員が巡回することが望ましい

##### ○巡回内容

学生の評価（主に態度の領域）と実習内容の確認を中心とする

###### 1) 評価

実務実習モデル・コアカリキュラムの服薬指導、カウンター実習などの態度

（可能ならば技能も）に関して観察記録などで形成的評価を全3回行なう

評価結果を学生、指導薬剤師と討議、フィードバックし、到達度の向上を図る

###### 2) 指導・参加

「地域で活躍する薬剤師」に関し、少なくとも1回、在宅・地域医療などの

実習で指導・参加する

##### ○時期・頻度・時間

上記の評価と参加・指導を同日に実施し、3回/10週の巡回を行う

初回は出来るだけ実習開始早期が望ましい

1施設1回当り、半日の巡回を行なう

## 3チームのまとめ

### 3チーム-1

#### I. 派遣時に教員が指導に関わる具体的な内容、時間、期間、頻度など (当該大学から妥当な時間および経費で実習施設を訪問できる場合)

##### 1. 派遣と巡回

派遣と巡回の定義について、各班で討議され下記の点が確認された。今回のWSでは合意に至らなかったが、今後明確な定義があった方がよい。得られたコンセンサスは、“教員派遣においては、指導薬剤師と共に実習内容を具体的に指導する”、“教員巡回においては、指導薬剤師から実習状況（とくに態度）について確認する”。

##### 2. 巡回

<病院巡回と薬局巡回>病院実習の巡回と薬局実習の巡回は区別しない。同じ内容の巡回を行う。

<内容>教員は巡回時に下記項目を実施する。

- ①指導薬剤師から実習状況（とくに態度）について確認する。
- ②指導薬剤師（薬剤部長に限らない）と学生と三者面談を行う。
- ③学生との個別面談を行い、学生から実習状況のヒアリング（これについては大学で行うことも可能であるので、ケースバイケースで対応）。
- ④学生の実習記録を確認する。
- ⑤指導薬剤師とともに実習の形成的評価を行う。

<時期・教員の種類・滞在時間・評価内容>

事前に必ず1回、日程・評価内容などについて当該施設の指導薬剤師と打ち合わせを実施する。各実習期間中に当該施設を3回巡回し、評価を行う。巡回は原則として全ての教員（非実務家教員、助手を含む）が行うものとする。3回の巡回のうち、必ず1回（原則として2回目）は実務家教員が巡回し、指導薬剤師とともに実習に対する形成的評価を行う。

#### 巡回スケジュール

### 3チーム-2

| 巡回の時期   | 教員の種類      | 滞在時間     | 評価内容           |
|---------|------------|----------|----------------|
| 開始1～2週目 | 全教員        | 90分(1コマ) | 実習に対する態度       |
| 開始5～6週目 | 原則として実務家教員 | 半日       | 指導薬剤師とともに形成的評価 |
| 開始8～9週目 | 全教員        | 90分      | 形成的評価          |

#### <課題>

複数大学の学生が1施設で実習している場合、ある大学の教員が代表して巡回するのか、それとも各大学が必ず個別に巡回するのか検討する必要あり。

#### <提案>

- ・大学に原則として実習開始4週間後、8週間後に実習中の学生を集めて討議する。
- ・学生同士が意見交換を行うことにより実習内容の均一化を図る。
- ・施設内で話せないこともあるので大学に来させる。
- ・週1回、電子メールのやりとりで実習状況を把握する。

#### 3. 派遣<病院実習>教員派遣は

常駐型と非常駐型に分かれる。派遣教員は実務家教員である。常駐型は附属病院がある場合などに可能であり、実習の期間中終日常駐し、実際に指導薬剤師とともに実習内容を指導する。しかし、全ての病院に常駐型の教員を派遣するのは事実上不可能である。

非常駐型の教員派遣については、巡回との差が明確でない。巡回の内容を明確化し、巡回で対応するのが現実的である。

<薬局実習>薬局に対しては原則として教員派遣は行わず、巡回で対応するのが適切である。地域で複数薬局の合同体制を敷くことができれば、教員派遣も可能性があるかもしれない（今後の課題である）。

### 3チームー3

#### II. 遠隔地実習(当該大学から妥当な時間および費用で実習施設を訪問できない)における教員巡回のあり方 (学生20人、20施設を想定)

1. 想定される人数と条件
  - ・1施設学生1名、原則として1期に病院および薬局各10名、総計20名
  - ・2期で病院実習、薬局実習を行い、原則2期で終了する。3期目は予備とする。
  - ・実習中、原則として学生を大学には戻さない。
2. 必要性に関する検討
  - ・実習の成果を上げるために教員による巡回は必要である。
  - ・大学近郊での実習と指導に差がはなならない。
  - ・遠隔地においても、原則として3回の巡回を行う。
  - ・指導内容については、大学近郊での巡回と同様とする。

### 3チームー4

#### 3. 遠隔地巡回のあり方

地元に大学がある場合とない場合に分けて対応する。

##### ①地元に大学がある場合

- ・その大学が学生を送っている場合には、協議してその大学に指導を委嘱して巡回を行う
- ・頻度は、大学近郊での実習と同じ3回とする
- ・地元大学に3回とも任せた方がよいか、あるいは少なくとも1回は当該大学から行った方がよいかについては、今後の検討課題である。
- ・調整機構の情報をを利用して対応するシステムを構築する
- ・巡回結果(評価を含む)については、当該調整機構を介して当該大学へフィードバックする。

##### ②地元に大学は無いが、巡回する大学がある場合①に準ずる

##### ③地元に大学がなく、巡回予定の大学もない場合

期間中当該大学教員の1回の巡回が望ましい。残り2回分は、学生と電子メール等を利用した情報交換・指導で補う(充実した電子メール利用の指導システムの構築が必要)。

#### 4. 今後の課題

- ・実務家教員による遠隔地巡回が可能であるか検討する必要がある。
- ・予算的・人的な観点から必ず巡回可能かどうか検討する必要がある。

## 参考資料5：グループごとの報告

### 1A グループ

1A-1

Program I  
「派遣時に教員が指導に関わる具体的な  
内容・時間・期間・頻度等々」  
「巡回時に教員が行う学生指導の具体的  
な方法・内容・期間・頻度等々」  
(当該大学から妥当な時間および経費で実習施設を訪問  
できる場合)

1A-2

### 実習モデルの規模

学生数200名

このうち180名が通学可能な地域で実習する  
実習は3クール（その間教員の実習参加は重複し  
ないこととする）

総教員数（助手を含む） ······ 50名  
実務家教員 ······ 6名

実習施設数 病院 30施設（1施設当たり 2名）  
薬局 40施設（1施設当たり1.5名）

**1A-3**

**ポイント1 施設数と教員のバランスを考えるとすべての病院・薬局に派遣は難しい**

グループ病院実習の考え方を導入するとしたら、……  
現時点でグループ化にこだわらないで考える。  
(実習内容でできないものは、ある程度大学側ででもできること  
がある)

**1A-4**

**ポイント2 50名の教員の中で助手も含めて、派遣・巡回は全員で。**

(教員50名は全員薬剤師であるべき)  
派遣はむしろ若手教員で  
教員のインターンシップ制度が必要

1A-5

### ポイント3 「派遣」と「巡回」の区別は明確にできない。1部派遣を考える

- ・「派遣」とは……
- ・定義: 実習先で薬剤師として業務も含めて教育に関わる。
- ・「派遣」の中に「貼り付け」が含まれる。
- ・ではどのような業務を行うのか? その施設の業務手順を熟知していないと常駐しても意味がない医療現場に居続ける? 将来の実務家教員を養成していく?
- ・現実問題として実務家教員6名では不可能では
- ・コアカリキュラムに記載された「参加することが望ましい」という部分をどの程度考慮できるのか。

1A-6

#### 「巡回」:

巡回時は指導薬剤師・大学教員・学生の3者でディスカッションを  
巡回教員は1人が同一施設を固定して(例:1人が2施設(病院+薬局)を担当)

巡回回数は1ケールで最低3回(最初・中間・最後)1~2時間  
具体的な作業

(実習の進行度の確認(学生の日報をチェック)・  
中間評価(形成的評価)・問題点の把握・フィードバック・学生との  
ディスカッション)

1病院+1薬局/1教員で巡回する

巡回時・終了時に大学教員・医療現場の薬剤師と合同で協議会を開いて情報交換を。

前提条件として、大学側が薬剤師業務についての教員のインター  
ンシップ制度をもうけて行く必要あり。

## Program II

「遠隔地実習（当該大学から妥当な時間および経費で実習施設を訪問できない）における教員派遣・巡回のあり方」

### 第1部で話し合われたポイント

- 1 施設数と教員のバランスを考えるとすべての病院・薬局に派遣は難しい  
グループ病院実習の考え方を導入するとしたら、  
現時点ではグループ化にこだわらないで考える。  
(実習内容でできないものは、ある程度大学側でもできることがある)
- 2 50名の教員の中で助手も含めて派遣・巡回は全員で。  
(教員50名は全員薬剤師であるべき)  
派遣はむしろ若手教員で  
教員のインターンシップ制度が必要
- 3 「派遣」とは……  
定義：実習先で薬剤師として業務も含めて教育に関わる。

**【基本合意事項】**

**遠隔地であっても実習の質は落とさない。**

**【議事内容】**

派遣・常駐

- 基本的に派遣・常駐は不可能

巡回

- 近場同様に3回（最初・中間・終了）が望ましい
- 学生が所属する大学の教員・最低でも1回は訪問することが望ましい  
(時期については巡回の中身を含めて検討すべき)
- 地元の調整機構との連携を、より円滑にする。
- 巡回指導マニュアルの作成により代替巡回を可能に

**遠隔地実習への関与の質を担保する方法**

- メールの活用、電話の利用、TV電話の活用
- 単位互換制度の導入（地区調整機構の単位で実施）
- 患者個人情報の保護を講じた対策  
(費用に関しては大学負担で)
- 実習先の近隣に薬科大学がある場合とない場合に分けて議論すべき

### ○学生が実習を受ける地域に薬科大学が存在する場合

- ・地元の薬科大学教員に研修指導委託をだして、非常勤講師として任用（地元の薬科大学の教員が巡回する際に一緒にやってもらう）
- ・学生・実習施設の指導薬剤師とのメール・インターネット・テレビ電話による情報交換を活用

### ○実習施設の近隣に薬科大学がない場合

- ・学生の実習受け入れをしてくれた施設の薬剤師（基幹病院の指導薬剤師または県薬・県病薬、調整機構等に適任者を委嘱）を「見なし教員・臨床講師・非常勤講師」のような形で大学が教育担当者を確保・・・巡回指導の委託
- ・全国で学生の希望に基づいた実習ができない場所をできる限り作らない対策を講じる（地域格差の是正）

社団法人 日本薬剤師会

## 1Bグループ

1B-1

### 第6回アドバンストWS

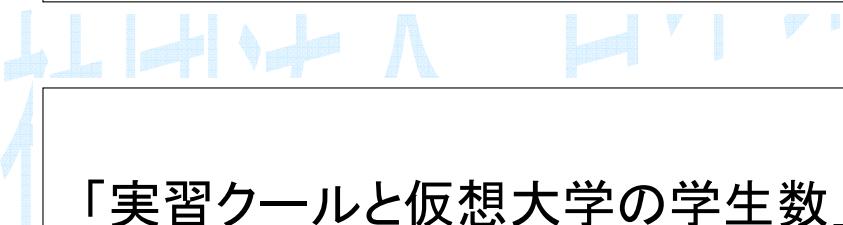
1Bグループ

#### 第一部

《当該大学から妥当な時間及び経費で実習施設を訪問できる場合》

「派遣時に教員が指導に関わる具体的な内容、時間、期間、頻度など」

「巡回時に教員が行う学生指導の具体的な方法、内容、時間、期間、頻度など」



1B-2

### 「実習クールと仮想大学の学生数」

- 学生数180名
- 1期(5-7月), 2期(9-11月), 3期(1-3月)

|    |     |     |     |
|----|-----|-----|-----|
| 病院 | 60名 | 60名 | 60名 |
| 薬局 | 60名 | 60名 | 60名 |

## 派遣について(1)

1B-3

### ・派遣の定義

「大学の教員が実習施設に常勤し(ある程度長期に渡り、もしくは一定期間)、薬剤師と協力して実習指導を行う場合」と定義した。

※但し、薬局での派遣は、現実的に不可能である。

### ・病院における派遣教員の役割と問題点

1)大学の教員として派遣され、病院に常勤しているため、実習に来た全ての大学の学生の指導に当たるものとする。

この場合、他大学との提携化も考慮する必要がある。

2)学生が複数大学に及ぶ場合には、病院の職員を非常勤講師として委嘱することができるが、その費用は各大学が等分分担(実習費として)する。

※2)の場合は、派遣ではないため、大学教員の巡回を重点的に実施し、補填する必要がある。

3)派遣施設は、受け入れ学生数が一大学から10名以上(1期当たり)の場合を対象とする。

## 派遣について(2)

1B-4

### ・その他の問題点

1)大学教員が病院で働くことは法律上の問題がないのか。

2)大学として責任を持つためには、常勤指導が必要ではないか。

3)大学で附属病院を持つか持たないかで派遣としての意味が異なってくる。

4)附属病院では、自大学の学生も他大学の学生も同じように指導することが原則となる。

5)実習内容により指導教員と派遣教員との棲み分けを行う必要がある。

6)派遣教員は、提携病院としなければ、実現は不可能である。

7)実習費用とリンクさせた議論が不可欠である。

8)学生側が受け取る臨場感を考慮した場合、大学の教員が教えるよりも現場の指導薬剤師の方が好ましい場面もある。

## 巡回について(1)

1B-5

### ・巡回の定義

「教員が病院や薬局等の実務実習施設を訪問し、実習が円滑に行われていることを薬剤師、学生と共に話し合い、様々なフィードバックを行う場合」と定義した。

### ・巡回教員の役割と問題点

(1) 内容: 学生、指導薬剤師と話し合い、フィードバックを行う。

(2) 時間: 1時間～半日程度とし、時間帯は病院側と協議して決める。

(3) 頻度・期間: 1クール(2.5ヶ月の実習)で最低3回(直前、中間、最終)は巡回する。

※今回の設定では、1クール30名の教員で各自7回、3クールで21回訪問する計算となる。

(4) 教員の職種: 医療系教員中心が望ましいが、助手を含む全教員を対象とする。

(5) その他: 学生にはメールでの日報を課し、週1回は大学に戻り日誌を提出させる。

## 巡回について(2)

1B-6

### ・その他の問題点

(1) 内容には、必要に応じた実習指導も含むのか。また、訪問と話し合いのみなのか。

(2) 学生と話し合う場合、他大学の学生の扱いはどうするのか。

(3) 指導薬剤師との話し合いはどうようにして行うのか。

(4) 平成21年末までに3者間での具体案(連携強化策、スケジュールアップなど)の作成・周知が必要である。

・事前実習も全教員で行う。

・教員の薬剤師業務インターンシップ制度を設ける。

・巡回指導マニュアル作りを早急に行う。

## 10 グループ

### 第1部

- 「派遣時に教員が指導に関わる具体的な内容、時間、期間、頻度など」
- 「巡回時に教員が行う学生指導の具体的な方法、内容、時間、期間、頻度など」

第1部のプロダクト作成に関しては、参加者それぞれの施設（大学、病院、薬局）における病院・薬局実務実習の現状、6年制における教員と施設の将来計画を順次披露することから始めて、引き続き、教員派遣と教員巡回の違い、派遣施設、常駐施設、巡回施設の違い、常駐教員、派遣教員、巡回教員の違いに対するイメージや理解を整理することを行った

(Table.1～2)。結局、教員巡回にターゲットを絞って、再度、議論を煮詰め、大学側の教員が実務実習に関与する方法(Table.1)、派遣、巡回時の問題点(Table.3)をまとめた。

さらに、モデルケース（学生数200名、大学近郊180名、遠隔地20名、実務家教員6名）における巡回教員の必要数をシミュレートし (Table.4)、内在する問題点、特にコアカリに示された時間数（最大値）をカバーすることは現実的に難しく、量的担保より質的担保に配慮しながら適正な巡回回数を見積もった(Table.5)。

巡回頻度は、実習期間中に3回（初期、中期、終期）が妥当であるとの結論に至った (Table.5)。

教員の巡回に際しては、大学側と受け入れ側（病院・薬局）との綿密な調整、共通のプログラムを作成する必要性が議論され、21年末まで（18年度から検討）に3者間で具体案（例えば共通の巡回マニュアルなど）を作成し周知する必要性が提案された(Table.6)。

巡回時に教員が行う学生指導の具体的な方法、内容については、病院実習、薬局実習とともに、時間不足のため十分な議論は行われておらず今後の課題として残された。

**Table.1 大学側の教員が実務実習に関与する方法**

- 常駐：付属病院などがある大学においては、教員が病院に常駐(年間を通して)
- 派遣：教員が実習施設において薬剤師と協力して実習指導(学生実習期間中のみ)
- 巡回：実務実習が円滑に行われていることを、教員が薬剤師、学生とともに確認

**Table.2 派遣施設と巡回施設の違い**

- 派遣施設：受け入れ学生数 10 名以上 (1 期当たり)  
教員を派遣している施設に優先的に学生を配属  
(調整機構を介した場合も)
- 巡回施設；上記以外の施設

**Table.3 派遣、巡回の問題点**

- 病院実務実習（コアカリ）の内、教員の関与が望ましい時間；全体の 31%
- 保険薬局実習（コアカリ）の内、教員の関与が望ましい時間；全体の 47%  
→全てをカバーすることは難しい
- 病院薬局、保険薬局側：常駐、派遣はスペース面などを考慮して難しい場合がある  
→病院、保険薬局の薬剤師が大学に集まることも検討
- グループ実習には多くの問題点がある  
→代表施設を決定して、その施設が調整

**Table.4 病院薬局、保険薬局への巡回回数**

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| • 対象学生数              | ; 180 名               |
| • 1 期あたりの学生数         | ; 病院 60 名、保険薬局 60 名   |
| • 1 施設あたりの学生数        | ; 病院 1~2 名、保険薬局 1 名   |
| • 受け入れ施設数            | ; 病院 45 施設、保険薬局 60 施設 |
| • 1 期あたりの訪問回数(日数)    | ; 病院 135 回、保険薬局 180 回 |
| • 年間の訪問回数(日数)        | ; 病院 405 回、保険薬局 540 回 |
| • 訪問教員数              | ; 病院 15 名、保険薬局 15 名   |
| • 1 教員あたりの年間訪問回数(日数) | ; 病院 27 回、保険薬局 36 回   |
- 30 名の教員で、1 名あたり、年間 30~40 回

**Table.5 教員の巡回に際して**

- 大学側と受け入れ側との綿密な調整が必要
- 共通のプログラムを作成する必要
- 頻度；実習期間中に  
3 回(初期、中期、終期)  
4 回(初期、2~3 週目、中期、終期)、  
2~3 週間に 1 回 などの意見があげられた。
- 実習期間中に 3 回(初期、中期、終期) で検討することとした。

**Table.6 さらなる課題**

- |                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| • 巡回の具体的な内容                          | コアカリ内容の実施状況の確認<br>学生との面談、指導薬剤師との情報交換                     |
| • 巡回回数を減らす対策                         | 常駐・派遣施設の増加   |
| • 教員の常駐・派遣の問題点                       | 対象施設の囲いこみにつながる可能性(?)<br>常駐・派遣教員と指導薬剤師との指導内容(指導範囲)等の検討が必要 |
| • 21年末まで(18年度から検討)に3者間での具体案の作成・周知が必要 |  |

## 第2部

### 「遠隔地実習における教員派遣・巡回のあり方」

第2部のプロダクト作成に関し、基本的な考え方・進め方は、第1部で得られたプロダクトに従った。特に、重要なポイントは、「例え、遠隔地での実習と云えども実習の質を落とさない。大学近隣での実習と同様の質を当該大学が担保する」が、参加者の共通認識となってディスカッションが進められた事である。

「遠隔地実習施設の定義」(Table.7)は、当該大学から妥当な時間および経費で実習施設を訪問できない施設と本 WS では定義されているが、議論に先立ち改めて定義づけを行った。現実問題として、遠隔地実習施設への派遣は困難であり、教員巡回に的を絞って議論を進めた。

遠隔地実習施設への巡回頻度(Table.8)では、遠隔地実習施設には、学生が在する1クール中に必ず教員が1名訪れる事。また、1名の教員は年2回遠隔地実習施設を訪れることが提案された。実習のどの時期に訪れるかは、近隣施設のケースとは異なり結論を得られなかった。大学と遠隔地の実情に沿ったケースバイケースにならざるを得ない。

一番時間を割いて議論されたのが遠隔地実習における教育の質を担保する方策であった。プロダクトを Table.9 に示す。メールと電話は大学近隣でも利用されるが、テレビ電話の利用も提案された。なお、第1部でも議論されたが、実務実習の性質上、患者名や疾病名が、紙媒体や電子媒体を経由して漏出する危険性がある。学生も含めた実習担当者への周知はもちろんであるが、インフラ整備も含めた患者個人情報の漏出を防ぐ対策を講ずる必要があろう。他大学薬学部が存在する地域で遠隔地実務実習が行われる場合は、大学間の単位互換制度を利用することが可能であるが、特定の大学間で独占利用するケースも想定されるため、実務実習調整機構を介在させ必要があるとの提案もなされた。

Table.7 遠隔地実習施設の定義

- |  |
|--|
| 教員が日帰りできない施設<br>(飛行機の利用を除く)                                  |
| • <u>実習施設への派遣</u> ：<br>現実的には難しいが、受け入れ学生数で 各大学で検討             |
| • <u>実習施設への巡回頻度</u> ：<br>可能な限り実施 (1 クール中、最低 1 回は巡回することが望ましい) |

Table.8 教員の巡回回数

- |                            |
|----------------------------|
| • 巡回頻度：1 クール中、最低 1 回       |
| • 対象学生数：20 名               |
| • 対象施設：病院 20 施設、保険薬局 20 施設 |
| • 担当教員数：20 名               |
| • 1 教員あたりの訪問回数(年間)：2 回     |

Table.9 遠隔地実習における質を担保する方策

- |  |
|--|
| • 巡回回数の低下を補う対策<br>メール、電話、テレビ電話の活用<br>患者個人情報の漏出を防ぐ対策が必要<br>設備などの費用は大学負担 |
| • 日誌の提出と確認<br>近隣施設と同様に週 1 回の提出と確認<br>FAX、メールの活用<br>患者個人情報の漏出を防ぐ対策が必要   |
| • 単位互換制度の導入を検討<br>(地区調整機構の単位で実施)                                       |
| • へき地医療を考慮した実務実習についても検討  |

## 2A グループ

### 2A グループ報告書

第1部 「派遣時に教員が指導に関わる具体的な内容、時間、期間、頻度など」

「巡回時に教員が行う学生指導の具体的な方法、内容、時間、期間、頻度など」

(当該大学から妥当な時間および経費で実習施設を訪問できる場合)

#### “派遣”と“巡回”的定義

2A グループでは、二つの言葉の定義を確認することから始めた。その結果、次のように定義したうえで、以下の議論をした。

“派遣”／教員が常時施設に配置され、モデルコアカリキュラムに沿って実習指導を全て行う。

“巡回”／教員が時々施設を訪問して実習の進行状況や学生の習得度を実習指導者と確認をするほか、評価を学生にフィードバックする。

#### 指導の内容と範囲および教員について

実習指導に関わる教員については、大学でできないことを病院で学ぶという観点からすると、主に臨床（または患者さんのいるところ）での指導になるので、対象者は実務家教員に限られるとの意見が大勢を占めた。

#### 人的資源に関するここと

今回与えられた条件のうち人的資源に関しては、病院実習と薬局実習が同時に進行することから、1クール学生60名に対し実務家教員6名、非実務家教員44名は両実習に配置すると各々3名と22名である。さらに非実務家教員は他学年の講義、実習などにも関わっているので、10名程度しか参加できないことが議論の中から明らかになった。

以上のこと踏まえて討議した経過を以下に記載する。結論はプロダクト（後に記す）を参照。

#### [病院実習における教員の派遣]

病院実習には次の二つの形態があるので、それぞれについて討議した。

- A. 一大学から多数の学生が同一施設で実習する場合（大学病院など稀なケース）
- B. 複数の大学から学生1名ずつが一施設に来て実習する場合（大多数がこれ）

『病院が場所を提供し、派遣教員（実務家教員）が全期間を通じて一日中、学生を指導する』というイメージで考えると、例えば医学部附属病院（Aタイプ）でなら実務家教員1名に対して学生5名までの指導は可能であるが、実務家教員6名（実際には同時に薬局実習も進行しているので、実質は～3名）という条件下では最大でも1クールに30名の学生しか教育できない。病院の職員に非常勤講師としての辞令を発令して指導を委嘱し、実務

家教員のマネージメントの元に複数の指導者に実習指導をしてもらう方法が考えられる。但し、これも特殊な例であろう。

現実的には一大学で見ると数十施設で実習が行われる場合（B タイプ）が殆どである。そうした場合、6名の実務家教員ではとてもカバーしきれない。以上の議論から、2A グループの結論は、病院実習における教員の派遣は困難であるとした。

#### [病院実習における教員の巡回]

巡回中に指導に関わると想定した場合も教員は実務家教員に限られるが、講師を委嘱した指導薬剤師との間で指導内容が異なる可能性も否定できないので、実習の進行状況の確認などに留めるのが望ましいとの結論に至った。

#### 【巡回の目的、方法などの議論】

目的：習得度の確認、実習中のモチベーションが維持されているかに加えて、教員と指導者のコミュニケーションを密にし、より良い教育を目指すためとした。

方法：主として三者（巡回教員・学生・指導薬剤師）面談を行うが、施設側の時間的な都合によっては、教員对学生、教員対指導薬剤師の二者面談もありうる。学生個々への形成的評価（フィードバック）が重要である。コミュニケーションを密にするために、巡回事前にITを利用した情報収集が具体的に提案された。

また、「実習への教員の関わり」という観点からは、巡回ではないが次の方法も有効であるとして提案がなされた。それは、週に一回程度、大学で実習報告会を開催する方法である。学生の成長度の確認ができるだけでなく、複数の病院の学生が一堂に会することで他の病院の様子などを知ることができると、学生にとってメリットがある。可能な限り、実習指導薬剤師も参加する形が望ましい。こうした手法を取り入れることで教員の負担を減らし、より現実的な巡回が可能になる。

#### [薬局実習における教員の派遣]

病院実習での派遣の討議結果を元に討議したが、薬局実習では1店舗に1名の学生が行くと予想されるので、60施設となり、病院に比べさらに施設数が増えることから、派遣指導は不可能と結論した。

#### [薬局実習における教員の巡回]

薬局実習では巡回が基本となる。方法、その他は病院実習での巡回と同様とした。

## 第2部 「遠隔地実習（当該大学から妥当な時間および経費で実習施設を訪問できない）における教員派遣、巡回のあり方」

### 教員派遣・巡回時の実習指導の内容についての原則

第1部の議論を踏まえて、遠隔地へ教員を派遣しての実習指導は現実的に無理であることを確認した。薬局実習では、病院実習よりさらに多数の施設に分かれて学生が指導を受けることになると予想されるからである。恐らく1店舗に学生1名であろう。従って、2Aグループでは、遠隔地実習においても、巡回指導に絞って議論した。

基本的に、大学近隣での実習と遠隔地での実習では両者の指導の質に違いがあつてはならないことから、巡回指導の頻度や内容にも差があつてはならないとした。

まず、巡回をシミュレーションしてみた。20名の学生が病院及び薬局で実習するとなると20施設／クール×2回（病院・薬局）で延べ40施設／クールとなる。これを実習中に近隣同様3回以上巡回指導するとなると、実務・非実務教員合わせて25名の教員では明らかに負担の限界を超えることになる。

以上の討論経過より、原則と現実のギャップをどのように工夫して埋めていくかが討議の中心となった。結論はプロダクトを参照。

2Aグループでは、議論を進めるにあたって、1)「近くに大学のある地域」と2)「薬科大学のない地域」の2つのケースを想定して議論をした。

#### 1)「近くに大学のある地域」

実習中、2回は実習生の所属大学教員が巡回指導にあたる。不足分は、近くの大学からの巡回教員に指導を委ねる。理由は近隣の大学からの実習生がいると想像できるからである。この場合、指導の質などを担保する意味で、全国的に指導内容の統一が必須条件となる（例えば、巡回指導マニュアルの作成）。その他、指導薬剤師および指導を依託した大学との連携を密にするために、IT（E-mail、テレビ電話、PC）を有効利用することが提案された。指導の統一化がなされていれば、学生の評価は、指導薬剤師と受託大学の教員が行うこと也可とした。

#### 2)「薬科大学のない地域」

基本的に1)と同じであるが、依託すべき他大学がないので、不足分はITを活用したコミュニケーションの頻度を増やすことで対応したい。これ以上の対応については時間切れとなり、今後の検討課題とした。

## 2A グループプロダクト

## 病院派遣のイメージ

2A-1

現場に張り付いて直接指導する(モデル・コアカリの内容)  
常駐の教員(臨床指導となるので実務家教員が対象)  
現実的には施設数の問題から困難,  
限定された施設数であれば可能か Ex. 医学部付属病院で  
病院は場所を提供し、教員が教育  
指導薬剤師への非常勤講師委嘱とセット

## 病院巡回のイメージ

事前、事後の巡回も含む  
ある限定された期間  
期間中に何回か行って、打ち合わせ、教育の進度を確認する  
委嘱とセット

## 病院派遣の形態

2A-2

A モデルコア全体を通じて指導する(付属病院がある場合など)  
常駐するが一部指導し、マネジメントを主としておこなう

B 複数の大学の学生を共通して指導する  
近隣大学間での調整が前提、調整機構？

いずれの場合も病院の薬剤師を非常勤講師として委嘱が必要

## 2A-3

病院実習 60名に対して (同時に薬局実習 60名)

実務家教員 3名 1病院が一度に最大学生5人  
3名が派遣されると学生15名が最大  
学生60名の指導は不可

非実務家教員 22名 下学年の学生の教育にもあたるため  
実務実習にあたる教員数は限定される  
10名くらい可能か



巡回指導に頼らざるを得ない

## 2A-4

巡回時に教員が指導に関わる具体的な内容,  
時間, 期間, 頻度

病院・薬局で

内容:修得度の確認, 実習態度(モチベーション)

現場を見て評価する(学生, 指導者も評価)

教員と指導者のコミュニケーション

(事前に情報収集も, メールetc.)

時間:1時間 / 回, 15分 / 学生

頻度:開始直前, 実習中(2~4週間に1回, 計2~4回),

実習後

方法:面接を教員, 学生, 指導者でおこなう

必ずしも3者がそろわなくても良い.

学生へのフィードバックが重要

大学で

実習中の学生が週に一回大学にもどり, 教員が実習の状況  
を確認

複数の病院の学生が一堂に会することによるメリット

## 遠隔地実習における教員派遣、巡回のあり方

2A-5

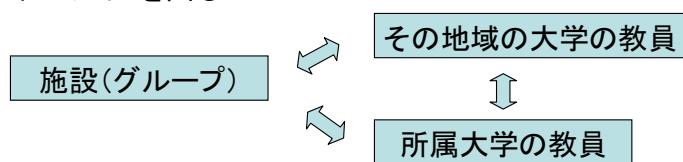
教育の質の担保——近隣の施設の実習と遠隔地の施設の実習と  
(学生の気持ち) 巡回の頻度、内容は同一であるべき

遠隔地20名=20X2施設

近隣の施設と同一回数の巡回は難しい。2回程度が限度

### 薬科大学のある地域

所属大学の教員による遠隔地の巡回は必須であるが、その地域の大学の教員も指導を行う。巡回指導マニュアルで指導内容の統一。  
メールなどを活用し、きめ細かく学生、その地域の大学教員および指導者とのコミュニケーションを図る。



- ・評価は誰がするのか？ 他大学の教員、指導薬剤師が評価(測定)する

### 薬科大学のない地域

巡回は2回程度が限度。それ以上の対応は今後の課題

## 2B グループ

### 2B グループ報告書

第1部「派遣時に教員が指導に関わる具体的な内容、時間、期間、頻度など」

「巡回時に教員が行う学生指導の具体的な方法、内容、時間、期間、頻度など」

#### 【討議の前提条件の確認】

2B グループの具体案作成の討議に先立って、グループのメンバーから現在の実務実習に教員がどのように関与しているかの現状報告があり、また、長期実務実習に対する共通理解を得るために、以下のような前提条件の確認を行なった。

- ・ 実務実習モデル・コアカリキュラムでは病院実習、薬局実習ともに2.5ヶ月の参加型実習であり、教員の参加が望ましいとされる方略が約30%ある。そのなかで特に実習時間が長く、重要と思われる項目は病院実習では以下の5項目、薬局実習では3項目がある。

#### 病院実習

- 《病院調剤業務の全体の流れ》(説明・見学)
- 《計数・計量調剤》(実習)
- 《服薬指導》(演習・実習・SGD)
- 《処方支援への関与》(見学・SGD)
- 《医療人としての薬剤師》(SGD)

#### 薬局実習

- 《服薬指導実践学習》(実習)
- 《カウンター実習》(実習・演習)
- 《総合実習》(実習)

- ・ 今回の討議では附属病院などの実習は対象とせず、調整機構（機関）を介した実習での指導を想定する。
- ・ 従来からの教員に加え実務家教員、みなし教員などの実務経験の豊富な教員が増えている。
- ・ 派遣や巡回では教員は挨拶ではなく、現場でしかできない指導や評価を行う。
- ・ 評価には実習途中でのフィードバックを目的とした形成的評価と、合否判定を目的とした総括的評価があり、教員、薬剤師ともにどちらの評価も行いうる。すなわち、最終評価で不可もありうる。巡回する教員が適正な評価が出来るか、と言う疑問が呈されたが、同一の教員が標準化した評価マニュアルを用いれば可能と思われる。

#### 【派遣と巡回】

付属病院での実習のような場合を除いては実習施設が固定でなく、また、同時期に1施設で数名の学生の実習であるため、教員派遣という形では、自校の多くの学生を指導することは難しく、継続的な指導体制をとりにくい。また、薬局実習については教員派遣は考えにくく、全て巡回になると思われる。以上から教員派遣による実習指導は全体の一部にとどまり教員巡回が学生指導の中心になるとの認識で一致した。そこで以後は教員巡回に

限って検討を行った。

### 【教員巡回の概要】

病院・薬局実習に共通する教員巡回の概要を以下に示す。

- ・全教員が巡回に参加する。実務家教員とそれ以外の教員で、巡回内容・頻度などを区別しない。継続的な指導を行うために、同一学生には少なくとも数回は連続して同一教員が巡回を行う。
- ・巡回では実務実習モデル・コアカリキュラムで「教員参加が望ましい」方略を参考に部分的な指導（および参加）を行なう。例えば、病院実習の病院内見学やカンファランス、回診への参加、小グループ討議（SGD）の指導や参加は可能と思われる。計数・計量調剤や服薬指導のような薬剤師業務の指導は難しいが、評価は一部は可能と思われる。
- ・巡回では学生の評価にも関わり、実習途中に数回の形成的評価を行い、総括的評価（最終評価）も行うこともありうる。主に態度・技能領域の学習目標の到達度を評価する。形成的評価では学生の到達度の向上のため、学生へのフィードバックを行なう。

### 【病院実習の巡回】（概要はプロダクトを参照）

病院実習での巡回の要領を示す。

- ・**巡回内容**：実務実習モデル・コアカリキュラムの方略のうち、《病院調剤業務の全体の流れ》《服薬指導》《処方支援への関与》《医療人としての薬剤師》の4項目では、実習開始時の病院内見学やまとめのSGDなどが含まれ、教員が巡回時に参加・指導することが可能であるため、少なくとも各1回（全4回）、これらに参加・指導する。また、上記の項目について、対人（対患者など）の態度やSGDの態度の形成的評価を行なう。可能ならば調剤などの技能に対しても評価マニュアルを用いて評価する。こうした評価結果を繰り返し学生にフィードバックし、実習期間中を通して向上を図る。
- ・**時期・頻度・時間**：巡回の回数は指導（参加）の4項目について1回ずつで計4回、評価が4回で合わせて8回/10週となるが、指導日と評価日の重複もあるので6回程度の巡回となる。初回は《全体の流れ》の学習に参加するため、出来るだけ実習開始早期が望ましい。1回あたりの巡回時間は半日（午前または午後）は必要と判断した。60名/30病院/1クールとして、6回×30病院で、のべ180回/1クール巡回する。50人の教員として教員一人あたり3.6回/1クールの巡回となる。

### 【薬局実習の巡回】（概要はプロダクトを参照）

薬局実習での具体的な巡回の要領を示す。

- ・**巡回内容**：実務実習モデル・コアカリキュラムに含まれる《服薬指導実践学習》《カウンター実習》《総合実習》に含まれる薬局窓口での服薬指導、セルフメディケーションに関連するOTCやサプリメント等の説明など、対人（患者、来局者）の態度に関して形成的

評価を行なう。具体的には薬局内での学生の行動を観察記録などを用いて評価する。可能ならば調剤などの技能も評価する。こうした評価結果を繰り返し学生にフィードバックし、実習期間中を通して向上を図る。また、薬局外の実習である「地域で活躍する薬剤師」などで学生とともに在宅・地域医療などに参加するなど、少なくとも1回は実習の指導・参加を行なう。

- ・**時期・頻度・時間**：上記の3回の評価と、1回の薬局外実習への参加・指導で、4回/10週の巡回を行う。初回は出来るだけ実習開始早期が望ましい。1回あたりの巡回時間は上記の内容から半日（午前または午後）は必要であると判断した。60名/60薬局/1クールとして、4回×60薬局で、のべ240回/1クール巡回する。50人の教員として教員一人あたり4.8回/1クールの巡回となる。

#### 【実務家教員の役割】

2Bグループでは実務家教員とそれ以外の教員の巡回の内容や頻度に区別を付けなかった。その理由として、実務家教員は実務実習全体のコーディネーターであり、実習中のトラブル発生時の対応、一般教員への指導方法の教育を行うとともに、実務実習事前学習やOSCEの実施などの実務教育全体の取りまとめの業務があるため、巡回そのものに他の教員よりも多く関わることは実際には困難であり、教育効果上にも望ましくないと判断したためである。

### 2Bグループ 第一部 プロダクト

#### 病院実習への教員巡回に関する提案

2B-1

- 全教員が参加  
同じ学生に対して、少なくとも数回は同一の教員が継続して巡回する
- 巡回内容  
1) 指導(参加)  
実務実習モデル・コアカリキュラムの方略で教員参加が示された以下の4項目  
に関して、少なくとも各1回(全4回)、病院内見学やSGDを指導(参加)する
  - 《病院調剤業務の全体の流れ》(説明・見学) 90×2
  - 《服薬指導》 (演習・実習・SGD) 90×10
  - 《処方支援への関与》 (見学・SGD) 90×5
  - 《医療人としての薬剤師》 (SGD) 90×3
- 2)評価  
指導(参加)に加えて、形成的評価を行なう(可能なら総括的評価も)  
服薬指導などの対人(対患者)の態度やSGDの態度を主に評価する  
可能ならば、調剤などの技能的なことも一部は評価する  
同じ項目でも何回か学生にフィードバックして、実習期間を通して向上を図る
- 期間・頻度・時間  
指導(参加)の4項目について1回ずつで計4回、評価で4回巡回  
合わせて8回/10週となるが、指導日と評価日の重複もあるので6回程度  
1回の巡回は1施設で半日

## 薬局実習への教員巡回に関する提案

2B-2

### ○全教員が参加

同じ学生に対して、少なくとも数回は同一の教員が継続して巡回する

### ○巡回内容

#### 1) 評価

実務実習モデル・コアカリキュラムの方略で教員参加が示された以下の3項目に  
関して、学生が行う服薬指導、OTC・サプリメント等の説明の態度を評価する

<服薬指導実践学習> (実習) 90 x 40

<カウンター実習(顧客対応、健康管理)> (実習・演習) 90 x 50

<総合実習> (実習) 90 x 25

同じ項目を3回程度、形成的評価を行なう(可能なら総括的評価も)

カウンターでの実際の指導や説明を観察し、評価表を用いて評価する

可能ならば調剤などの技能的なことも評価する

評価結果を学生にフィードバックして実習期間を通して向上を図る

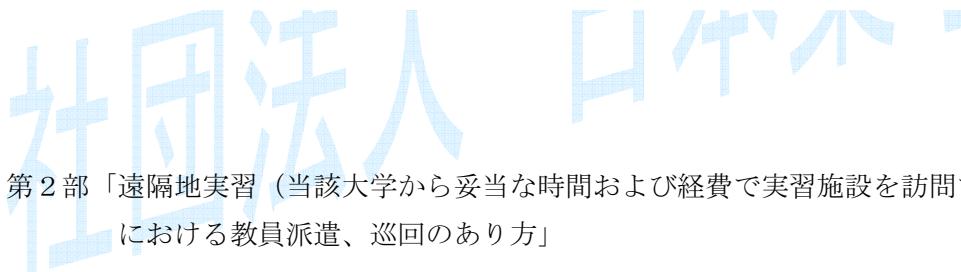
#### 2) 指導(参加)

<地域で活躍する薬剤師>にある薬局外の在宅・地域医療へ数回参加・指導する

### ○期間・頻度・時間

巡回は評価3回、薬局外での実習への参加・指導1回で計4回

1回の巡回は1施設で半日



第2部「遠隔地実習（当該大学から妥当な時間および経費で実習施設を訪問できない）  
における教員派遣、巡回のあり方」

### 【討議の前提条件】

2B グループでは遠隔地実習について、1. 学生が近隣での実習を希望したが、実習施設数の不足などでやむを得ず、遠隔地実習を行わざるを得ない場合と、2. 近隣での実習が可能にも関わらず遠隔地（出身地など）で実習をする場合では同列に扱えないのでは、という討議がなされた。1. に関しては、学生にとって不利益のないように第1部で提示された近隣での実習と同じ方針で巡回、すなわち、病院実習4回、薬局実習3回以上の巡回に相当する指導を行うこととした。2. に関しては必ずしもこの原則を当てはめなくてもよいと思われるが、必修の実習であることから、何らかの代替えの指導体制は必要と思われる。今回は、時間の都合上、1. の場合のみについて討議を行った。

### 【巡回の内容と方法】

上記の方針に従い、遠隔地であっても巡回の頻度・時間と内容は近隣地での実習の場合と同一とし、巡回は全教員が行う。ただし、同一の教員が繰り返し遠隔地に巡回すること

は負荷も大きいため、評価基準を統一化し、申し送りを確実にするなど、指導の継続性を確保したうえで複数の教員で分担することも可能であるとした。また、遠隔地の学生との連絡、実習内容の報告、緊密な指導を行うために web 会議や e-mail など、インターネットを有効に活用する。

また、遠隔地の実習先の近隣に薬系大学（地元大学）があり、地元大学の学生と同じ施設で実習を行っている場合は、以下に示すような大学間の連携に基づく巡回指導の工夫を行うことを考慮してもよいと思われる。ただし、その場合は、評価方法を含む指導方法が全国的に標準化されていることが必要であり、全国の大学を網羅した協力体制が必要であるため、調整機構（機関）などの全国組織を介したシステム作りが必要と思われる。

- 1) 他地域の大学と指導教員を相互に交換する。すなわち、近隣で実習をする他地域の大学の学生を巡回指導し、代わりに他地域で実習する自校の学生の巡回指導を他地域の大学の教員に委任する。この場合は他大学の教員の評価を採用する、という問題も生じるが、評価法が標準化されていることを前提にこれも可とする。
- 2) 他大学の学生を含む複数の学生を指導できるシステムを構築する。遠隔地の病院、薬局で地元大学の学生を含む複数の学生が実施している場合は、自校の学生と地元大学の学生を同時に指導することも可能とする。
- 3) 上記の 1)、2) を実施するためには、地元大学の学生と他地域の大学の学生を組み合わせるため、調整機構による学生割り振りの調整が必要である。
- 4) 地元の県に薬系大学がない場合は、ブロック単位で近隣の都府県の教員が巡回するシステムを構築し、実施可能なスケジュールの調整を行う。

#### 【費用・ふるさと実習】

上記の地元大学との連携システムを構築するには、システムの構築に加えて、他大学の教員の巡回のための交通費などの費用を要する。各大学が遠隔地実習の学生数などの実績にしたがって、応分に費用を負担し、可能ならば調整機構などの公的な組織がこれらの費用の調整を行う。

以上は、やむを得ず遠隔地実習を行わざるを得ない場合の巡回を想定した討議内容を報告したが、一方で、薬系大学のない地域を中心に、ふるさと実習の実施も推進されている。2B チームは、ふるさと実習に対しては、討議をする時間がなかったが、ふるさと実習による遠隔地実習で適切な巡回、指導を行うためには、今後、地区の薬剤師会とともに、妥当で実施可能な指導システムを構築する必要があると思われる。

## 2B グループ 第二部 プロダクト

### 遠隔地実習における教員派遣、巡回のあり方

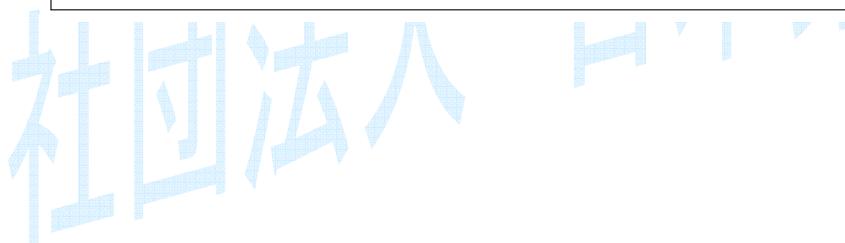
2B-3

#### 【前提】

- やむをえない理由で遠隔地実習を行う場合は、遠隔地でも原則的に近隣施設での実習の方針に従う  
⇒ 病院実習4回、薬局実習3回以上の巡回に相当する指導

#### 【提案】

- 基本的には遠隔地でも全教員が巡回する
- 遠隔地での実習の指導を補佐する工夫
  - インターネット (web会議・e-mail) 等を利用した報告や指導
- ・遠隔地の地元大学の学生と同施設で実習する場合は以下も考慮する  
ただし、評価方法が全大学で標準化されていることが必要
  - 他大学との協力体制の整備(調整機構などの全国組織を介して)—
    - 1)他地域の大学と指導教員を相互に交換
    - 2)他大学の学生を含む複数の学生を指導できるシステム
    - 3)調整機構による学生振り分けの工夫  
⇒ 同一施設に地元大学と他地域大学の学生の組み合わせ
    - 4)ブロック単位での教員巡回スケジュール作成  
⇒ 隣接都府県に大学がある場合は教員を派遣するシステム



## 2C グループ

### 第 1 部報告書

「派遣時に教員が指導に関わる具体的な内容、時間、期間、頻度など」

「巡回時に教員が行う学生指導の具体的な方法、内容、時間、期間、頻度など」

#### 派遣・巡回時に教員が関わる内容 (2C-1参照)

内容はパワーポイントに示した通りであるが、教員が実際に医療現場における学生への指導が可能かどうかの問題は大きな議論点となった。しかしながら、基本的に全ての教員が関与するという前提で議論を進めた。

最終的な結論を得るには至らなかったものの、実務家教員と非実務家教員との指導内容には、当然差別化は必要であるべきであるとの意見が大半を占めた。それぞれの特性を生かした指導方法の構築が必要になると考えられる。

#### 派遣か、巡回か (2C-2 参照)

基本的に私立大学においては、教員の実習施設への教員派遣は不可能であるとの結論が得られた。しかしながら、グループ実習制度の導入において、中核病院への教員派遣も可能になるとの意見もあった。

#### 巡回時に教員が指導に関わる頻度、時間、期間 (2C-3参照)

学生に深く関われば関わる程教育的な効果は高くなる可能性もあるが、現実的な運用が課題になると思われる。具体的には、助手の先生方の関与、実務家教員と非実務家教員の巡回回数の設定など、解決すべき問題は多くある。

## 派遣・巡回時に教員が関わる内容

2C-1

### 教員が医療現場（病院・薬局）にて関与できる範囲

前提として

教員（特に、非実務家教員）が具体的な実務に関わるのか？



教員全員が関わる事を最低条件とする

- ・ 実際の医療現場からの要望に配慮が必要

ルーチン業務には関わってほしくない

教育に関するのみ（理論的裏づけ）

実習の流れの説明などをしてほしい

教育が円滑に流れるようなフォローをしてほしい



- ・ 関われる内容

⇒ 現場薬剤師の補完的な役割を担う（医療系教員）

TDM、調剤鑑査などの補助 ⇒ 薬剤師の業務の軽減

⇒ 実習の理論的裏づけを行う（全教員）

実施項目の背景説明、レポートのチェックなど

学生にテーマをもたせ、議論構築の補助など

## 派遣か、巡回か

2C-2

実際の指導を効率よく行うには？

- ・ 常駐がいいのか？定期的に通うのがいいのか？
- ・ 教員の常駐は困難である（施設数に対する教員の絶対数不足）



従って、巡回が基本となる

しかしながら、グループ実習では、中核となる病院に派遣、周辺施設には巡回の形態も可能？

## 2C-3

### 巡回時の方法、内容、頻度、時間、期間

学生 60 名 ⇒ 実務家教員 6 名（総教員 50 名）  
\*1 施設につき、学生 1 名として

#### <病院>

- ・実習確認 ⇒ 実習がきちんと行われているか、学生が問題を起こしていないかなど。
- ・教員は評価に参加する（チェックシートなど）
- ・SGD に参加
- ・全期間のうち 2 回程度（定期）  
⇒ 実習前の打合せ、実習後の反省会など  
その他随時、評価や SGD に加わるための訪問する（2～3 回程度）  
従って、全期間中 4～5 回の巡回を行う

#### <薬局>

全期間のうち 4 回 ⇒ カリキュラムの進行状況を確認する  
学生を交えて指導薬剤師、教員とで SGD を行う

## 第 2 部

「遠隔地実習（当該大学から妥当な時間および経費で実習施設を訪問できない）における教員派遣、巡回のあり方」

### 巡回時に教員が指導に関わる頻度、時間、期間（2C-4参照）

遠隔地実習への巡回においても、学生に対して第 1 部の巡回と同様の対応が前提となることを共通認識とした。ただし、遠隔地への巡回は実質的に困難な状況もあるため、施設近隣の薬系大学との連携等を考慮する必要がある。なお、原則として、実習期間を通じて 1 回は実習生の所属先の教員が巡回する事を基本とする。

## 2C-4

### 遠隔地実習における教員巡回のあり方 [病院・薬局] (学生 6 ~ 7 名 / 1 クール)

#### <方法・内容>

\*全期間を通じて最低 1 回は訪問する（丸投げの阻止）  
その他に関しては、施設近隣の薬系大学教員への委託などで対応する

- ・挨拶
- ・実習確認
- ・SGD への参加  
参加出来る場合は、1 SGD あたり必ず 1 大学の教員が参加する  
参加出来ない場合は、インターネットミーティング？などを活用
- ・評価

#### <頻度・時間・期間>

1 部の内容に準ずる（他大学との連携による巡回体制の維持）

社団法人 日本ヘン

## 3A グループ

### 3A-1

実務実習施設への教員派遣、教員巡回のあり方に関するワークショップ

第1部 「派遣時に教員が指導に関わる具体的な内容、時間、期間、頻度など」

「巡回時に教員が行う学生指導の具体的な方法、内容、時間、期間、頻度など」

(当該大学から妥当な時間および経費で実習施設を訪問できる場合)

平成18年1月29日(日)開催

#### 3A班報告書

##### 0. 教員「派遣」と教員「巡回」について

###### ・定義は

派遣: 実習指導、巡回: 確認

どちらも現場での対応が必要(事前実習では対応できない)

###### ・派遣と巡回との厳密な分離は困難である

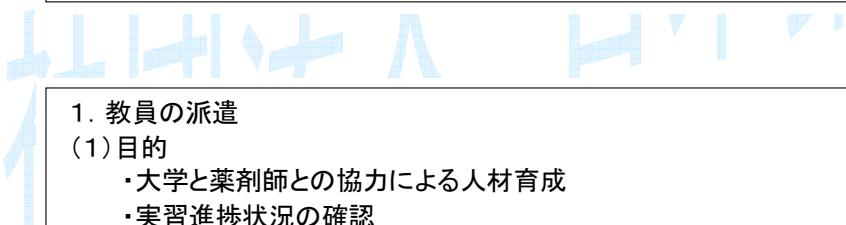
巡回の中に実習指導を加える

現場での教員指導(介入)の可能性・是非

###### ・すべての実習施設に共通の方法を適用することは困難である

同一施設内に実習先がある場合(附属病院等)、ない場合

規模の違い



### 1. 教員の派遣

### 3A-2

#### (1) 目的

・大学と薬剤師との協力による人材育成

・実習進捗状況の確認

・実習評価基準の確認

#### (2) 方法、内容

・実習の初日(導入)、最終日(総括)は教員が薬剤師とともに説明・指導を行う

・実習発表内容に関する評価

・常駐教員は、実習内容について指導薬剤師と協議する

・「態度」に関する指導

・現場の苦情への対応

#### (3) 時間、期間、頻度

・常駐教員の場合は終日、期間中毎日

・それ以外の場合は、初日、最終日への参画(上記)

・常駐できない場合は、半日～1日程度

#### (4) その他、問題点等

・現場への常駐はどの程度必要か

・学生数に依存した派遣内容の違いは許容されるか

・複数大学での対応、地域ごとに共通の指導マニュアルの作成

・派遣は負担が大きい、特に小さな病院が多い場合

・巡回を強化することで対応することの是非

・薬局実習の場合には、地域で複数施設が集まって合同で教員が指導する

### 3A-3

#### 2. 教員の巡回

##### (1) 内容

- ・指導薬剤師から実習状況(特に態度)の確認
- ・指導薬剤師と学生との3者面談
- ・学生との個別面談、学生から実習状況のヒアリング
- ・学生の実習記録の確認
- ・GIOの確認

##### (2) 方法

- ・複数大学の学生が同一施設で実習している場合には代表教員による巡回

##### (3) 時間

- ・1時間

##### (4) 頻度

- ・1ヶ月に1回以上
- ・病院実習の場合は多いほうが好ましい(2週間に1回程度)

### 3A-4

#### 第2部 「遠隔地実習(当該大学から妥当な時間および経費で実習施設を訪問できない)における教員派遣、巡回のあり方」

##### 1. 必要性

- ・実習の成果を上げるために教員による巡回は必要

##### 2. あり方(地元に大学がある場合とない場合に分けて対応)

###### (1) 地元に大学がある場合

- ・頻度: 3回
- ・地域の大学に依頼する  
例) 共立薬科大学の場合、三田線沿線の施設等を担当する
- ・調整機構の情報をを利用して担当大学を決定する

###### (2) 地元に大学がない場合

- ・頻度: 1回(最低限)
- ・実習学生数に応じて、調整機構の地区ごとに近隣県の大学より担当大学を決定  
例1) 高知県で実習をする場合、四国の4大学の中で担当大学を1校決定する  
例2) 沖縄県で実習をする場合は、全国から担当大学を1校決定する
- ・特殊な場合については別途協議する
- ・指導薬剤師、学生とメール等を利用した情報交換・指導も行う

## 3B グループ

3B-1

### 第6回アドバンスワークショップ

「実務実習施設への教員派遣、教員巡回のあり方に関するワークショップ」

#### 第1部

「派遣時に教員が指導に関わる具体的な内容、時間、期間、頻度など」

「巡回時に教員が行う学生指導の具体的な方法、内容、時間、期間、頻度など」

(当該大学から妥当な時間および経費で実習施設を訪問できる場合)

3B班

東京理科大学

青山隆夫

3B-2

#### 1. 実習の人数と条件

学生60名/クール

(病院と薬局ともに60名を3クール行う、1時期に120名が実習に出ている。)

総教員数(助手を含む) 50名

実務家教員 6名

病院と薬局はどちらが先でも良い

処方せんの流れから病院が先の方がいいという意見と、調剤実習を薬局で  
重点的に実施する場合には薬局が先がいいという意見もある。しかし、日程や  
実習施設の確保の点から困難である。

#### 2. 派遣と巡回の定義

派遣：実習内容(知識、技能)について、指導薬剤師とともに指導する。

滞在時間は実習内容によって異なる。

巡回：実習内容や態度などについて指導薬剤師と話し合う。学生の評価を行う。

学生だけに会う場合も含む。滞在時間は問わない。

派遣と巡回を同時にすることも可能である。

#### 3. 派遣と巡回、病院と薬局の違い

派遣と巡回は同時にすることもできると定義したため、派遣と巡回を分けて検討しない。

派遣と巡回における病院と薬局の違いはないため、病院と薬局を分けて検討しない。

## 3B-3

### 4. 病院および薬局への派遣・巡回

#### 1) 派遣・巡回前に

- ・実習内容については、事前に指導薬剤師と教員間で調整する必要がある。
- ・実習スケジュール(コアカリの順序)は、施設で異なるため、両者で調整する。
- ・評価などのスケジュールに合わせて、派遣・巡回予定を決める

#### 2) 派遣・巡回内容

- ・課題(コアカリの内容)の進行と内容の評価(知識、技能)
- ・実習の円滑な進行、トラブルに有無、実習態度の確認と評価  
たとえば、遅刻、病欠のスケジュールの調整(順延)や再履修を考慮する。

#### 3) 派遣・巡回方法

- ・教員と指導薬剤師との話し合い。
- ・教員は、学生と指導薬剤師の間を調整する。
- ・形成的評価を行う。測定者は指導薬剤師、評価者は指導薬剤師と教員となる。
- ・週1回は学生との面談か、メールでのやりとりする。
- ・学生を大学に定期的(2週間に1回程度)に戻して報告させることも必要である。  
施設内で話せないこともある。この場合には、実務教員がサポートすることが必要であり、そのためにも、人数が少ない実務家教員はバックアップに回り、派遣・巡回は非実務教員が行うという意見もある。
- ・大学に指導薬剤師が来る必要はない。

## 3B-4

#### 4) 時間

- ・実習先の指導薬剤師と派遣・巡回時間を調整する。  
派遣・巡回時間の基準を薬剤師会で決めてはどうかという意見もあった。  
しかし、多くの場合は個々に交渉して決定することになるだろう。
- ・時間の調整がつかない場合は学生の様子を見るだけでもいい。
- ・1時期に複数の薬科大学が1つの施設で実習している場合は、薬科大学間の調整により代表者が派遣・巡回する方法もある。しかし、他の大学の学生を評価することは困難であるという意見もあった。
- ・評価表は各大学共通が望ましい。
- ・グループ実習の場合、そのスケジュールも考慮する。

#### 5) 頻度

- ・1期に3回(十事前に指導薬剤師との打ち合わせを1回、事後に1回)
- ・すべての教員が対応する。
- ・2回目と問題がある場合には実務教員が出向くことが望ましい。
- ・問題があった場合には4回目が必要である。

#### 6) 時期

- ・最初の1~2週間に1回(態度と馴染んでいるか)
- ・5~6週目に1回(形成的評価、進行度、内容の確認、評価)
- ・8~9週目に1回(形成的評価と足りないところをチェック)

## 3B-5

### 5. 病院および薬局への派遣

(1日中、施設に張り付いて、指導、評価などを行うと定義した場合)

#### 1) 大学で確保した施設

- ・病院の薬剤師を大学で雇って対応する(みなし教員の扱い)。
- ・大学の実務教員が、常時、特定の施設に1日中、張りつく。
- ・大学の実務教員および助手(実務知識がある者)が、  
定期的に特定の薬局に行く。また実習期間は張りつく。
- ・一施設で大量の学生(たとえば30名×2施設)の実習を行う場合では、実務家教員が張り付くシステムは可能である。

#### 2) 調整機構で調整した施設

- ・120名の学生の実習先すべてに教員を派遣することは、実習施設が多いため困難である。
- ・非実務家教員を実習先に派遣して、実習を指導させることは経験がないため、困難である。

## 3B-6

### 第6回アドバンスワークショップ

「実務実習施設への教員派遣、教員巡回のあり方に関するワークショップ」

## 第2部

### 遠隔地実習における教員派遣、巡回のあり方

3B班  
福山大学  
吉富 博則

## 遠隔地実習における教員派遣、巡回のあり方 ～（まとめ）～

### 1. 実習の人数と条件

- ・1施設学生1名、原則として1期に病院および薬局各10名、総計20名
- ・2期は病院と薬局を入れ替わって実習し、2期で原則終了する。3期目は予備とする。
- ・実習中に学生を大学に戻さない。

### 2. 巡回内容： 原則として、近郊の場合と同じ。

### 3. 巡回頻度： 原則3回（近郊と：同じ） 1期に3回/施設×20施設=60回 (事前、事後の打ち合わせは別途行う。)

### 4. 巡回の詳細：

当該地区で学生の実習を行っている複数大学での話し合いによって、巡回の方法を決める。  
巡回の内容や、スケジュールについて地区調整機構の関与も必要である。

### 5. 具体的巡回案としては、

- 1) 遠隔地実習とはいえ、3回のうち1回は必ず学生所属大学の担当教員（実務教員でなくても良い。）が、各施設を巡回して指導薬剤師と会って対応する。
- 2) 残り2回は、日時と場所を決めて当該地区的学生（各大学の学生）すべてを集め、セミナー形式で実習状況の確認をする。2回の対応は実習施設近郊に薬科大学がある場合には、その大学に委嘱する場合もある。大学がない場合には、当該地区に実習学生を派遣している複数大学で話し合い、その代表教員が出身大学の区別なく、すべての学生の実習指導に当たる。

### 6. 巡回以外の学生指導

近郊実習施設での実習（第1部参照）では、学生を定期的に大学に戻して報告させる。また、週に1回は面談もしくはメール連絡を取り合うとした。したがって、大学に戻せないこの遠隔地実習では、より充実した、電子メールや電話での指導システムが必須となる。

## 第2部 遠隔地実習における教員派遣、巡回のあり方

### ～議論の経緯～

#### 1. 実習の人数と条件

・遠隔地実習人数は前提が20人であり、10人ずつを病院と薬局に分け、1、2期連続で病院と薬局実習（もしくは薬局と病院）を順次実施することになった。但し、後から考えると学生20名の実習地域が様々であるから、10人ずつ病院と薬局に実習先を分けることは意味がなかったかもしれない。

遠隔地であるため、実習中に何らかのトラブルが発生し、実習が延長する場合などを考慮して、3期目は予備期間とするべきとなった。

・大学が所属する地区調整機構内と地区外で、遠隔地での対応が異なるとの意見もあった。今回の議論では、事前打ち合わせなども考慮して、原則としては地区内での遠隔地実習とした。したがって、大学教員が巡回不可能であるほどの遠隔地は考えなかつた。

#### 2&3 巡回内容、巡回頻度

・遠隔地実習では巡回のみであるが、指導の質を大学近郊と同様に保つことは当然であると意見が一致した。したがって巡回時の指導内容やその頻度は、近郊実習と同様となつた。

#### 4. 巡回の詳細

学生所属大学教員が巡回指導するのが原則だとしても、大学間の事前の打ち合わせによっては、他大学学生指導も可能だろうとの意見がでた。この、他大学との連携については、地区調整機構が関与して巡回スケジュールなどを決める必要性が指摘された。

## 3B-9

### 5&6. 具体的巡回案と巡回以外の学生指導

実務担当教員は、大学近郊の学生指導でいっぱいになる可能性があり、とても遠隔地まで手が回らないとの意見がでた。特に、最近実務教員となった方から、所属大学での巡回指導の責任をすべて負う事は時間的に無理だ、との危惧の念を強く訴えられた。遠隔地での巡回には、実務教員だけでなく、大学教員全員の参加が必要だと意見が出された。

巡回指導では毎回各施設を回る必要はなく、その地区で実習中の複数学生を一定の場所に集めてセミナー形式で行えば、時間的に無駄なく指導ができるとの意見があり、一定の賛同を得た。しかし、それでも最低1回以上は教員は施設を訪問し、指導薬剤師と共に面談すべきであると意見が多くなった。

遠隔地での巡回は、その地にある薬系大学と連携すれば、他大学教員に肩代わりが御願いできるのでは、との意見があった。また、薬系大学が無い県での実習でも、その地で実習する大学同士の連携で指導ができるのではないかとの指摘もあった。大学との連携などについては、様々なケースを考えられ、多くの意見が出た。しかし、学生配属などの状況が具体的にならないと議論を深めにくいため、今後の検討課題と考えられた。

遠隔地といえども、メールや電話での個別指導は可能ではとの意見があり、ITシステムを通じての指導のあり方も議論した。

### 全体の反省

各大学の長期実習への取り組み方の違い、地域性（その近郊の薬系大学の密度や地区調整機構の位置づけ）の違い等が議論に出てきて議論が集約しにくいことがあった。しかし、全参加者が真摯な態度で議論され、実習の巡回についてはイメージを共有することができたと思われる。

今回は、大学と施設が契約して行ういわゆる囲い込みでの実習形態は議論の対象としなかった。その条件での巡回指導の計画を立てる際は、施設と大学との連携だけではなく、近郊でも遠隔地でも大学同士の連携が非常に重要であることが明確になった。

## 遠隔地実習まとめ

### 3B-10

#### 必要性

- 実習の成果を上げるためにには教員による巡回は必要  
大学近郊と原則は一緒 3回可能か？

#### あり方

- 地元に大学がある場合とない場合に分けて対応
  - 1) その大学が学生を送っている場合 (巡回可能) 協議してその大学に指導を委嘱
    - 頻度: 3回 ("1回は当該大学から行くべきだ"、"地元大学に任せるべきだ")
    - 調整機構の情報をを利用して対応する
  - 2) 大学がないが、巡回する大学がある場合: (1)に準ずる
  - 3) 大学がなく、巡回予定大学がない場合  
期間中当該大学教員の1回の巡回が望ましい。残り2回分を学生とメール等を利用した情報交換・指導で補う
- \* 2期で終了する。3期目は予備とする。  
1施設学生1名、原則として1期に病院  
および薬局各10名、総計20名

## 3C グループ

### アドバンストワーカーショップ報告書（3-C）

- 1) 派遣(巡回)時に教員が指導に関わる具体的な内容・時間・期間・頻度について（180人学生、3クール、教員50人を想定）

#### 議論の前提

1. 原則、病院実務実習と薬局実務実習の区別する必要はない。
  - ・ 地方によっては、大病院は少なく病院でも受入学生数が数名という場合が多い。
2. 派遣と巡回の定義については議論になり、薬剤師免許を使用した医療行為に関する実習指導と患者が関与しない実務について明確に区別して派遣（指導）を行うべきであるということになった。
  - ・ 本実習の目的は、学生が薬剤師業務に「参加・体験」することであるため、多くの部分は指導薬剤師が指導することになる。
  - ・ 派遣した大学教員は、実務実習モデルコアカリキュラムにある医療行為に関する部分の学生指導も可能（附属病院がある場合など）。
  - ・ 巡回では制度上、大学教員が患者に関わる医療行為の部分に関わり「参加・体験」させることは出来ない。

#### 具体的内容

1. 患者に関する実務実習内容の指導は指導薬剤師が指導する。  
(薬剤師免許を使用した医療行為に関する実習指導を大学教員が行う場合は派遣とするのが妥当)
2. 患者が直接関与しない実務実習内容の指導は、指導薬剤師と教員が協力して指導する。  
例：劇薬の保管方法の見学と意義の説明など
3. 学生の到達度と実務実習内容の進捗状況などについては教員が指導薬剤師・学生と情報交換を行いながら調整を行うことにより質の担保をはかる。

#### 時間・期間・頻度

1. モデルコアカリキュラム・実習施設の環境に応じて適切な時期に行う。  
その時期については実習開始前に大学と当該施設間で十分協議し決定する。  
(2週間に1回程度とする)
2. 当該日は1日指導する。
3. 原則1ヶ月に1度、大学に実務実習学生全員を集めて討議する。

- ・ 受入施設間で環境に差があるため、学生同士が実習内容などについて報告、意見交換を行うことで、実習の質の担保を図る

## 2) 遠隔地実習（当該大学から妥当な時間および費用で実習施設を訪問できない）における教員巡回のあり方（学生 20 人、20 施設を想定）

### 1. 遠隔地実習施設に他大学教員が巡回可能な場合

- ・ 当該調整機構を介して、他大学の巡回教員に所属学生の巡回を依頼する。
- ・ 巡回結果(評価を含む)については、当該調整機構を介して当該大学へフィードバックする。
- ・ 指導薬剤師・巡回教員(巡回大学)・担当教員(所属大学)・学生間の十分な情報交換を行う)

### 2. 遠隔地実習施設に他大学の巡回教員がいない場合

- ・ 期間中、当該大学教員による 1 回の巡回が望ましい。（予算的・人的な観点から現時点での巡回可能かどうか不確定である。）
- ・ e-mail、電話などにより実習の進捗状況が把握できる体制にする。